

社会労働委員会議録第十四号

(二〇〇〇)

昭和三十一年三月七日(水曜日)

午後零時八分開議

出席委員

- 委員長 佐々木秀世君
- 理事 大坪 保雄君 理事 中川 俊忠君
- 理事 野澤 清人君 理事 岡 良一君
- 理事 滝井 義高君
- 植村 武一君 小川 半次君
- 加藤 藤五郎君 龜山 孝一君
- 木崎 茂男君 草野 一郎平君
- 熊谷 憲一君 小島 徹三君
- 瀨 綱 三三君 高橋 等君
- 渡海 元三郎君 徳田 貞吉郎君
- 中村 三之丞君 中山 マサ君
- 八田 貞義君 山中 貞則君
- 亘 四郎君 井堀 繁雄君
- 岡本 隆一君 栗原 俊夫君
- 八木 一男君 中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

労働政務次官 武藤 常介君

労働事務官 (大臣官房) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 富樫 總一君

労働事務官 (職業安定局長) 江下 孝君

委員外の出席者

労働基準監督官 (労働基準局長) 松永 正男君

基 礎 局 長 保 護 課 長 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 川井 章知君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

労働事務官 (職業安定局長) 和 田 勝 美 君

三月七日  
委員越智茂君、菅野和太郎君、千葉三郎君、濱野清吾君、坊秀男君及び赤松勇君辞任につき、その補欠として木崎茂男君、山中貞則君、徳田貞吉郎君、瀨綱彌三君、渡海元三郎君及び田中稔男君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員木崎茂男君、瀨綱彌三君、渡海元三郎君、徳田貞吉郎君及び山中貞則君辞任につき、その補欠として越智茂男君、濱野清吾君、坊秀男君、千葉三郎君及び菅野和太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)  
右案の公聴会開会承認要求に関する件  
労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出第四八号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。  
この際公聴会開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案について公聴会を開会することとし、議長に公聴会開会承認要求をいたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕  
○佐々木委員長 起立多数。よって公聴会承認要求をいたすことに決しました。

なご公聴会開会の日時及び公述人の選定等に関しましては委員長に御一任願いたいと存じます。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○佐々木委員長 起立多数。よってそのように決しました。

○佐々木委員長 労働保険審査官及び労働保険審査会法案を議題とし、質疑を続行いたします。井堀繁雄君。  
○井堀委員 労働者災害補償保険及び失業保険における審査制度の問題はきわめて重要な役割を従来果たしてきたものと思っております。これをこの際改正しようとする政府の法案の提案理由の説明を伺っております。たとえば失業保険、労災保険の事務を一本に統一して、その効率化を期したいという点については、私も十分理解ができるのであります。ただ、この際非常に重要な結果をもたらすのではないかと懸念されます。二、三、ございまして、この点について労働大臣の御答弁を伺っておきたいと思っております。

その第一は、この法案の改正によりまして、従来の労災保険の場合におきましては、第一審が保険審査官で第二審が審査会、失業保険におきましても同様に第一審、第二審の形において、しかも二審におきましては、いずれも労、使、公益三者構成になる機関が

決定的な意思をまとめるわけでありませんが、この制度がこの際改正で去るわけでありまして、このことは非常に重大なことだと私は思うのであります。そこで健康保険の審査委員会の制度は、この改正と同じ方法でだいたま実施をされておるのであります。また実施後日が浅いのであります。多々、多くの事例を知ることができませんけれども、傾向としては必ずしも好ましくないと、私は幾つかの事実によつて判断をしておるのであります。この点についてまずお尋ねをいたしました。このこととは、一方においては能率的なよい結果をもたらすことについては私は賛成であります。しかし、この保率に能率だけを期することが、この保険の審査機構としては、大きな任務ではないと私は思うのであります。一番重要な任務は、保険の経営本質を自ら自身が、御案内のように労働者の保護をいずるも目的とする法律であると同時に、保険の制度である限りにおいては、雇い主の協力を得て、労働者の負担金によつて行われるものでありまして、行政官は言うまでもなく、これを援助協力するといつてはサービスの立場をとるものであります。あくまでその主体は労働者と雇い主によつて構成され、運営されるべきもので、これが当然正しい行き方でありまして、この制度をゆがめる結果になるといふことは、私は非常におそろしいことだと思っております。こういう問題について、どうい

御配慮をなさつてこの法案を押しやうとされておられますかについて、まず第一に何つておきたい。

○倉石國務大臣 御承知のように、労働関係の諸法律の運用につきましては、労災保険審査会それからまた職業安定審査会においては、従来三者構成でやっておりますけれども、この審査会は、たびたび申し上げておられますが、最終的な準司法的、判定的な審査事務を取り扱うというのがその使命でございますので、従つて公益的な立場に立つて、学識経験者をもつて構成するのが妥当ではないか、こういう私どもの考え方でございます。この御意見につきましては、地方においても中央の審査会におきましても、それぞれ両者の代表の意見も聞いて、そうして判定の資料にする、こういうのが一番公正妥当ではないかという考えで、今回の改正をいたしました次第であります。

○井堀委員 あげ足をとるわけではございませんが、公正妥当という言葉を用いる前に、さき私がお尋ねしたように、この保険の性質からいって、やはり経営主体、それからその保護の目的、この二つの重要なものに合致することではないと、公正だといつたところで意味をなさぬのであります。それから今あなたが、判定機能やあるいは準司法的な機能をこの委員会が行使したということについては、その通りであります。でありますから、私はなおさら公正を期するという点からすれば逆

コースではないかと思う。すなわち、行政として三権分立の基礎を、やはりいずれの場合においてもわれわれは明確にしていかなければならぬことは言うまでもないのであります。この点からいきましたも、従来の三者構成の委員会がこの種の機能を果たすこととあれば、これは三権分立をそこなうような思想的な危険は比較的少ないのであります。ところがその機能を、この改正案になると委員会から審査会に移すわけであり、委員会は、三人の行政的な地位を保障されている人であり、これが準司法的なものであるいは判定機能を、委員会にわたって行うというが改正案の趣旨なのであります。そうするとコースは逆であります、この点に対してお考えをこの際

はつきり聞いておきたい。  
○倉石国務大臣 私どもの立場から申しますと、労災保険のそもそものねらいは、災害による労働者を保護するという建前であり、そういう建前は、だいたい御指摘のお考えとちつとも変わっておりません。そこで御承知のように、これはすべて企業側の負担において保険が成り立っているものであります。そこで地方で、すでに地方の審査官において相当量が——今までもそうでありましたが、今後もお同様に、地方の審査官程度において大体の話はつく。そこで従来の数によりまして、大体中央に持つてこられるのが二百件内外、こういう見込みのようであり、今申し上げましたように、最終的裁定を下すのは、公平な立場に立っている学識経験者によって裁定が行われるが、その資料としては、どこまでも労

働者側と使用者側との代表の意見を十分聞いて、そうして万遺憾なきを期していききたい。こういうのであります。従つてなおこの法律に基きまして、政令あるいはまた審査官の審査をいたしますに於いての議事規則と申しますが、そういうものにおいて十分に両者の意見を聞く機会を持つようには遺憾なきを期していききたい、こういう考え方であります。

○井堀委員 頭のいい倉石さんですか、もっと私の尋ねていくことに對してお答えを率直に願いたいと思ひます。ただいまの参与の制度で、并使の意向を反映させていこうという苦心のほどは、私もこの法案の中で認める。しかしそれは本質的なものではないのです。三者構成による委員会と三人の審査官によって判定を下されるのは、非常に違いがあるのです。そのことを私は聞いています。すなわち三者構成の一つ一つのケースについては、私は格別大きな開きが出ぬかもしれぬかと思ふ。しかしこれは本質的なものなんです。三者構成になつていて、その中の公益側の委員が美質的な仕事を処理していくというこのことは、私はいいことだと思つて、しかしその三者構成をはずして、審査官が従来公益側の諸君がやつてきたような仕事を能率的にやる。能率がよくなることは私は認める。しかしそれは角をためて牛を殺す、要するに功をあげることになる。この本質的なものが大事じゃないか。その本質的なものをこの際なげうって当面の能率的な——私は健康保険審査官制度を採用しようとする改正案のときに同様の趣旨を述べて提案者側の反省を促した。もちろん

んわが覚は反対をいたしました。そのことは何も立場上の問題ではなくて、こういう労働保険、社会保険になくてはならぬ、いな一番重要な役割を持つ審査制度であります。その審査制度が、行政的な立場の発言が大きなウェイトを占めて、その当事者である人々の意見が刺身のつまのような形になることは、行き方としては非常に間違つた逆コースになる。その点に對するあなたのお考えを率直に聞かしていただきたいと思います。それもやむを得ぬとおっしゃるのか、それはならぬのだとおっしゃるのか。これは非常な違いがある。あなたのお考えを聞いて、とならぬのだと言われておりますが、それでは私の質問の趣旨を理解しての御答弁じゃないと思ひます。故意にこまかして答弁されるなら私は言ひませぬ。そうではなしに、これは大事なことで、ですからお尋ねしておる。どうぞその点はつきり御答弁いただきたい。

○倉石国務大臣 労働問題について一番熱心に御研究をしておられる井堀さんには、まことに御答弁をさせていただきます。御指摘のように、能率的にこの問題を処理いたして参るためには、いろいろ方がある。また御心配の労働側の御主張も十分に取り入れるように参与の制度を設けて、これらの方々の意見を承つて御心配のような点はなからう、あり得べからざるものだ、こういう考えで、信念を持って申し上げておるわけであり、

があると思ひますが、その制度としては、確かに本質的には強い主、労働者の利益を代表する——答申案では利益代表という言葉を非常にきびつていようであり、私はその言葉のニュアンスよりは本質的なものを尊重したい。そういう意味からいへば、やはりこういうものに対しては、被保険者になる労働者あるいはそれに直接的に協力する雇い主側の意見が絶えず強く審査制度の中に反映してこそ、審査制度といふものが正しく成長していく、また正しく運営されていく。三人の方はきつと人格高潔なりつばな方が選ばれるであろう、またそうあつてほしいと念願しておるわけであり、しかし、悲しいことながら人間の弱点というものはいつの場合にもあり得ることなんです。裁判の三審制度が設けられ、さらにこれにいろいろなことが付加されておることを見てもわかるように、準司法的な性格を持つことを認める以上においては、そういうやり方は非常に危険があるという考え方がどうしても去らないのです。これは健康保険の場合におきましても、今のあの方は、りつばな方であり、私ども個人的にもよく承知して尊敬できる人であり、しかし従来委員会に比較いたしまして、被保険者の訴えがはつきり反映しているとは信じ切れない。しかも、今後そういうことがますますあります。將來この三人の委員が選ばれてくる限り、そういうあやまちがあるのに、あえてこの際改正することは非常に心配なのであります。しかしあなたはその欠点を強く是正するために参与の制度を強調されておられます。参与の制度も、あなたのお気づきのよう

行政的な立場をとる審査官に対する単なる補助的な、あるいはほんの形式的なものにならないことが大切だと思ひます。この点法案の中において不十分なものがあるではないかと思つたのですが、お気づきはございませんか。これは提案者ですから十分だといふ御答弁をされると思ひますが、將來の運営上問題が残ると思ひますので、そういう点について立案に當りまして深く考慮されたことがあるかどうか承つておきたい。

○倉石国務大臣 この審査会の三名の方は、原案に申しておりますように国会の御承認を得て任命するわけでありまして、相当権威を持たせ、しかも人選に當りましては政府も十分な調査研究をいたしまして、そういう形でその御承認を得る、こういう形での人選は十分慎重にいたすつもりであります。現行法のままでも、率直に申し上げますと、実は私どものところへも労働災害を受けられた方が、こういう事情で倒れた、これは労災保険に該当すべきではないかというふうなことの個々のケースを持つて来られる方もございます。そういうものについては私ども当局に命じて十分慎重に検討するようになつておるようになつてあります。いわゆる今度国会の御承認を得てりつばな人物を推薦するということになればよい、そういう点において慎重にやれるであろうと思ひますし、政府もたまたま井堀さんの御心配になりましたようなことについては、そういうことのないように十分気をつけて参りたいと思つておられます。それから、先ほど申し上げましたように、本法の



いたしますれば、従来の事態はだいぶ改善されるかと存じております。ただそれでも中央に出てくるという場合において、費用その他につきまして非常に工合の悪い場合が生じますと悪いので、委員が現地に出張して調べるといふようなことにはいたしてあります。要すれば予算関係は総務課長から御説明いたさせます。

○井堀委員 今の問題は、これは私もが今あなたの方の提案理由の説明や条文を拝見してなかなかおおいがたい大きな弱点だと思っておりますので、これはまたいずれ委員会でも御相談をすることがあると思っております。

○富樫(總)政府委員 ただいまの問題は、私は最初に法制局の審議が済んでさっと見てひょっと誤解したのであります。他の部分の改正のために附則でその文章が出たのであります。しかししさいに現行法と照らし合せますと、訴願前置のところは従来と同じということ、変化はないのであります。

○井堀委員 今の基準局長の答弁でよろしいから、大臣のみ込んでなければあとで答弁していただいでけっこうですが、大事なことでありますから、はっきりしていただきたいと思っております。

昭和三十一年三月十日印刷

○倉石國務大臣 訴願前置の問題につきましては、この法案を出しますとき内部でいろいろ話がありました。そこで、これはただいま政府委員の申し上げましたことで現行通りだ、こういうふうにも私どもも解釈いたしてあります。

○井堀委員 これはそうだとすると意見にわたりますので、法案の扱い方で後にまた審議しなければなりません。不安のないようにしていただきたいと思っております。その点は明らかにいたしました。

○倉石國務大臣 冒頭に申し上げましたように、私も労働者保護の建前には、どこまでも労働者保護の建前には変りはないのでございまして、そこをどういふ制度の改正によって——た

○井堀委員 今の基準局長の答弁でよろしいから、大臣のみ込んでなければあとで答弁していただいでけっこうですが、大事なことでありますから、はっきりしていただきたいと思っております。

昭和三十一年三月十二日発行

す。それで修正を加えて私どもはよいものにしたと思っておりますから、それを一つ申し上げておきます。

○井堀委員 それでは大へん時間の都合に迫られているようでありまして、私の質問はこれで一応打ち切りたいと思っております。いずれまたあとで事務局を通じて大臣に進達してもらうことがあるかと思っております。

○佐々木委員長 他に御発言ございせんか。なければ、本案に対する質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

○佐々木委員長 他に御発言ございせんか。なければ、本案に対する質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

衆議院事務局

○佐々木委員長 他に御発言ございせんか。なければ、本案に対する質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

印刷者 大蔵省印刷局